

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（水質管理担当）（06-6615-7525）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	改善措置命令
概要	水質汚濁防止法に基づき、指定地域内事業場から特定施設の設置又は構造等変更届出があった場合において、当該指定地域内事業場から排出される排水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるとき、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出に係る当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	水質汚濁防止法第8条の2
処分基準	水質汚濁防止法に基づき、指定地域内事業場から特定施設の設置又は構造等変更届出があった場合において、当該指定地域内事業場から排出される排水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるとき。 総量規制基準は、「総量規制基準（平成29年6月28日大阪府告示第1026号）」のとおり。 大阪府例規集（ <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_taikei/taikei_default.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_taikei/taikei_default.html</a> ）参照
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000007299.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000007299.html</a>
備考	